

奥州ふるさと応援寄附（ふるさと納税）返礼品の要件

平成27年7月3日制定

平成28年1月21日一部改正

令和元年9月1日一部改正

令和2年4月1日一部改正

令和5年4月1日一部改正

第1 趣旨

奥州市におけるふるさと納税制度は、「ふるさと納税を活用し、奥州市を全国にPR～奥州を知り、奥州を味わい、奥州を訪れ、奥州を堪能～」をスローガンに取り組んでいる。

そのため、お返しを目的化するのではなく、奥州市を知ってもらい、実際に来てもらい、奥州市のファンになってもらい、リピーターになってもらうことを目的とし、寄附者とのつながりを継続するための取組みにより、「奥州ファン」になってもらうことで、納税効果だけではない、地元での消費活動や観光振興に結び付けることを期待している。また、将来的にはリピーターや移住・定住に結び付けることも視野に、アフターケアを充実させていくことも必要と考えている。

上記を踏まえ、ふるさと応援寄附制度により寄附をいただいた方に対して、感謝の気持ちを示し、「奥州ファン」獲得と、奥州市のPR及び産業振興につなげることを目的として進呈する、返礼品の要件を定める。

第2 返礼品の要件

1 返礼品は、次の各号の要件を満たすものとする。なお、総務省からの通知等により取り扱いが変更されたときは、返礼品として決定されたものであっても、これを取り消すことができるものとする。

- (1) 奥州市からの謝礼としてふさわしく、かつ、奥州市のPRにつながるもの。
- (2) ふるさと納税に関する各種法令、総務省通知の趣旨に反する内容でないもの。
- (3) 他団体等がすでに商標登録していないもの。ただし、商標権者の承諾を得ている場合は除く。
- (4) 国の出荷制限指示品目（一部解除生産者は除く。）並びに県の出荷及び採取の自粛要請品目でないもの。
- (5) 品質及び数量の面において、安定供給が可能であるもの。

2 返礼品の種類は次のとおりとする。

(1) 農林畜産物（1次産品）

市内で生産された農林畜産物で、返礼品にふさわしい優良なものとし、通信販売等での一定の実績があるもの。

なお、前沢牛、いわて奥州牛及び江刺牛については、出品する部位や量目の選定、出品方法、出品事業者の調整方法等を別途定める。

(2) 商工産品

下記のいずれかの要件に該当するものとする。なお、飲食物については、発送日から1週間以上の賞味期限を保証するものとする。

① 地名、文化、歴史など奥州市の魅力発信につながる物で、市産品を材料に使用しているもの、または、市内で加工・製造されたもの。

② 旧中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成 19 年法律第 39 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき岩手県知事の指定を受けた地域産業資源（農林水産物を除く。）。

(3) 特産品以外の返礼品

特産品（品物）以外の権利やサービスで主に市内で使うことのできるもの。例えば食事券、体験券、貸切券、オーナー制度会員券、割引券、利用券、また市内への旅行パックなど。

(4) (1) ～ (3) を組み合わせたセット返礼品

組み合わせる返礼品は、それぞれ(1)～(3)の要件を満たし、関連性のある組み合わせであるもの。

3 市では返礼品の点数に一定の上限を設定しており、同種類の返礼品の出品を制限すること、また、受注が少ない返礼品は取り消すことがある。

第 3 返礼品を出品する事業者の要件

1 返礼品を出品できる事業者は次の各号の要件を満たすものとする。

(1) 市内に本社・本店、支社・支店、または営業所を置き、申請時に事業実態が認められる団体（法人格の有無は問わず、任意の団体も含む。）であること。

(2) 市税の滞納がないこと。

(3) 代表者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に規定する暴力団員または暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(4) 個人情報取り扱いを厳重に行えること。

(5) Web 上で受発注等の作業を行うことができるインターネット接続環境が整備され、日常的に通信販売を行う体制が取れていること。

(6) 自社以外の返礼品を組み合わせたセット返礼品を出品する事業者は、自社以外から調達する返礼品も含めて発送・管理等の責任を負うことができること。

2 第 1 の趣旨に賛同し、責任を持った対応をすること。

第 4 提出書類

1 返礼品を出品する事業者は、市が指定する期限までに誓約書兼同意書（様式 1）及び第 3 第 1 項(1)の事業実態を確認できる書類を政策企画部未来羅針盤課へ提出する。

2 返礼品の新規登録を希望する事業者は、奥州ふるさと応援寄附返礼品出品申込書（様式 2）及び市長が必要と認める書類を政策企画部未来羅針盤課へ提出する。なお、審査は政策企画部未来羅針盤課及び第 5 の担当部署において行う。

3 その他市長が必要とする書類。

第 5 担当部署

(1) 農林畜産物（1 次産品） 農林部農政課

(2) 商工産品 商工観光部商業観光課

- (3) 特産品以外の謝礼 政策企画部未来羅針盤課
- (4) (1)～(3)を組み合わせたセット返礼品 政策企画部未来羅針盤課

様式 1

誓約書兼同意書

奥州市のふるさと納税返礼品に出品するにあたり、「奥州ふるさと応援寄附（ふるさと納税）返礼品の要件」を遵守するとともに、次の事項について誓約または同意いたします。

1 事業者の要件

- (1) 私（法人の場合は、法人）は奥州市暴力団排除条例第7条に規定する暴力団関係者に該当しません。また、同条例に基づき、暴力団を利することとならないよう、暴力団の活動を助長し、または暴力団の運営に資することとならないよう、暴力団関係者を排除しております。
- (2) 私（法人の場合は、法人）が奥州市に対し納めるべき市税について、滞納はありません。また、返礼品出品にあたり、奥州市が市税の納付状況の調査を行うことに同意します。

2 申請及び審査について

- (1) 「奥州ふるさと応援寄附返礼品出品申込書」及び添付書類の記載事項は、真実に相違ありません。
- (2) 「奥州ふるさと応援寄附（ふるさと納税）返礼品の要件」に定める事項に適合しないと判断された場合、返礼品を出品する事業者から除外されても、何ら異議を申し立てません。

3 承認を受けた場合について

- (1) 事業の実施において、奥州市長の指示に従います。
- (2) 承認を受けた返礼品について、適正な品質管理体制を整備するとともに、寄付者に対して安全と信頼の確保に努めます。
- (3) 承認を受けた返礼品について、事故等の問題が生じた際は、奥州市長へ速やかに報告するとともに、損害賠償を含め一切の対応を行うこととします。

4 個人情報の管理について

- (1) 奥州市から得た個人情報に関しては、返礼品の発送及びそれにかかわる事務以外のことに利用いたしません。
- (2) 個人情報の保有にあたり、漏洩、滅失または棄損の防止等適正な管理のために必要な措置を講じます。万が一、個人情報の内容を漏洩し、滅失または棄損した場合は、速やかに奥州市長に報告し、その指示に従います。
- (3) 保有する不要となった個人情報は、確実かつ速やかに消去または廃棄いたします。
- (4) 職務上、知り得た個人情報はみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用いたしません。出品終了後においても同様とします。
- (5) 個人情報が漏洩したことなどにより、奥州市に損害が発生したと認めるときは、奥州市と協議の上、損害賠償の請求に応じます。

年 月 日

奥州市長 様

住 所
事業者名
代表者名

印

様式 2

年 月 日

奥州ふるさと応援寄附返礼品出品申込書

奥州市長 様

標記について、奥州ふるさと応援寄附（ふるさと納税）返礼品の要件に基づき、下記のとおり申し込めます。

申 込 者	
住 所	
名 称	
代表者職氏名	
ご担当者	
電話番号	
E-Mail	

番号	返礼品名	返礼品区分※	使用している市産品または 市内での加工・製造・サービス過程	中間事業者 (複数可)
(例)	無農薬ひとめぼれ 10kg	①	すべて衣川で生産。	JTB
	奥州ウイスキー 700ml	②	市外産原料を使用し、市内の工場 で仕込みから瓶詰まで製造。	JTB・ ソフトプラス
	奥州市満喫ツアー	③	市内レストランで食事後、市内施設に 宿泊。バス運行は市外業者。	JTB・ ソフトプラス
1		① ② ③ ④		
2		① ② ③ ④		
3		① ② ③ ④		
4		① ② ③ ④		
5		① ② ③ ④		

※返礼品区分欄： ① 農林畜産物（1次産品）【農林部農政課】
 (担当部署) ② 商工産品【商工観光部商業観光課】
 ③ 特産品以外（食事券、宿泊券、体験券、貸切等）【政策企画部未来羅針盤課】
 ④ ①～③の組み合わせの商品【政策企画部未来羅針盤課】

※詳細データは別添のとおり。